

五個荘中央公園等の指定管理者の指定につき議決を求めること について

五個荘中央公園等の指定管理者を次のとおり指定するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和4年11月29日提出

東近江市長 小 椋 正 清

記

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
五個荘中央公園 五個荘北公園	滋賀県東近江市五個荘竜田町 627番地2 特定非営利活動法人P.P.P. 滋賀	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで
林中央公園 ささやき公園 湧水公園	同上	同上
雪野山歴史公園 華岳山公園	滋賀県東近江市下羽田町84番 地5 平田地区まちづくり協議会	同上
東近江市万葉の森船 岡山	滋賀県東近江市五個荘竜田町 627番地2 特定非営利活動法人P.P.P. 滋賀	同上

提案理由

五個荘中央公園等の指定管理者の指定について、市議会の議決を得たく、本議案を提出するものである。